

福岡県医発第399号(地)
平成19年 6月 4日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの定期予防接種の
実施の確保等について

「麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの供給について」につきまして
は平成19年5月23日付福岡県医発第330号(地)にてご連絡いたしております
が、今般、麻しんに対する定期予防接種の円滑な実施を確保するために、厚生労働
省医政局経済課長、同省健康局結核感染症課長及び同省医薬食品局血液対策課長連
名により、周知、協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありま
した。

本通知におきましては、「現在も麻しんが流行している状況において、麻しんに
対する定期予防接種の円滑な実施を確保すること、特に定期予防接種の第1期にお
ける麻しん未罹患者に対する麻しんワクチン接種の実施を確保することは保健衛
生上極めて重要である」とされておりますことにご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位へ
の周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂・島田昇二郎



(地Ⅲ 5 0 F)

平成 1 9 年 5 月 3 1 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの
定期予防接種の実施の確保等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「麻しんの流行について（情報提供）」につきましては平成 1 9 年 5 月 1 5 日付（地Ⅲ 3 7）をもって、また「麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの供給について」につきましては平成 1 9 年 5 月 1 8 日付（地Ⅲ 4 0）をもって、貴会宛にお送りいたしました。

今般、麻しんに対する定期予防接種の円滑な実施を確保するために、厚生労働省医政局経済課長、同省健康局結核感染症課長及び同省医薬食品局血液対策課長連名により、各都道府県衛生主管部（局）長宛に、「麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの定期予防接種の実施の確保等について」、通知が出され、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

本通知におきましては、「現在も麻しんが流行している状況において、麻しんに対する定期予防接種の円滑な実施を確保すること、特に定期予防接種の第 1 期における麻しん未罹患者に対する麻しんワクチン接種の実施を確保することは保健衛生上極めて重要である」とされておりますことにご留意いただきたいと存じます。

小職といたしましては、麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの供給が必ずしも十分でない現状においては、第 1 期の定期予防接種を最優先すべきと考えており、本通知の発出にあたっては、この点について厚生労働省と十分に協議いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、厚生労働省において「麻しん（はしか）に関する Q&A」を作成しており、追ってお送り申し上げます。



健感発第 0530002 号
薬食血発第 0530005 号
平成 19 年 5 月 30 日

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長
飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの定期予防接種の実施の確保等について

ワクチンの安定供給の確保については、平素より多大なご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

麻しんの流行については、平成 19 年 5 月 11 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「麻しんの流行について（注意喚起）」及び平成 19 年 5 月 18 日付け健感発第 0518002 号、薬食血発第 0518004 号厚生労働省健康局結核感染症課長、医薬食品局血液対策課長通知「麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの供給について」（以下「通知」という。）により、注意喚起並びに本流行に対する麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの予防接種及び在庫状況等について通知しているところでありますが、現在も麻しんが流行している状況において、麻しんに対する定期予防接種の円滑な実施を確保すること、特に定期予防接種の第 1 期における麻しん未罹患者に対する麻しんワクチン接種の実施を確保することは保健衛生上極めて重要であるので、下記について、御了知のうえ、貴会所属の会員に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンに対する定期予防接種の実施の確保を図る所存ですので、御理解、御協力のほどをお願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）あてには、別添のとおり通知したことを申し添えます。

す。

記

1. 麻しん及び風しんに対する定期の予防接種機会の確保について

麻しん及び風しんについては、乳幼児期の感染リスクが高く、早期に予防接種を行う必要があることから、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の2の規定において、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、定期の予防接種の第1期の対象者として規定しているものである。

このため、都道府県に対し、管内市区町村における麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）及び麻しん単抗原ワクチンの必要量について、過去の接種者数等の実績及び今後のワクチン供給予定量を念頭に置きつつ、今後数ヶ月間における必要量を算出し、各月における適正量の確保に努め、勧奨接種の適切な推進と確実な接種実施体制の確保が実現されるよう適切な対応を図り、定期予防接種の機会、とりわけ乳幼児にとって麻しんは重大な感染症である観点から、特に第1期の機会が逸失されることのないよう要請している。

2. 麻しん風しん混合ワクチン（MR混合ワクチン）の供給等について

MR混合ワクチンについては、5月18日以降、約12万本が追加供給されたところであるが、5月末から6月にかけては約50万本程度の供給が見込まれるところである。MR混合ワクチンの新たな供給に際しては、都道府県、市区町村、医師会、医療機関、製造販売業者等及び卸売販売業者において定期予防接種のためのワクチン、特に第1期についての優先的な確保をお願いする。

3. 麻しんワクチン（単抗原ワクチン）の供給等について

単抗原ワクチンについては、風しんに罹患したことのある者に対する定期予防接種に必要であるが、それらの者に対する定期予防接種の機会の確保を図るために、それらの者のための一定量の保管を製造販売業者等に要請したところである。これらの在庫については、定期予防接種の実施主体である市区町村と都道府県等が連携し、在庫の融通等を図ったうえで、定期予防接種の実施が困難な場合には、都道府県から厚生労働省医薬食品局血液対策課への要請に基づき、速やかに配送するよう製造販売業者等に依頼することとしている。

4. ワクチンの適正量の購入等について

定期予防接種の実施確保と麻しんの感染拡大防止対策上必要性の高い者に接種が行えるよう、麻しんワクチン及びMR混合ワクチンの適正量の購入、最新の情報共有及び関係者の緊密な連絡については、通知に記載のとおりであるが、引き続き重ねて協力をお願いする。



医政経発第 0530001 号
健感発第 0530001 号
薬食血発第 0530002 号
平成 19 年 5 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの定期予防接種の実施の確保等について

麻しんの流行については、平成 19 年 5 月 11 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「麻しんの流行について（注意喚起）」及び平成 19 年 5 月 18 日付け医政経発第 0518001 号、健感発第 0518001 号、薬食血発第 0518001 号厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局血液対策課長通知「麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの供給について」（以下「通知」という。）により、注意喚起並びに本流行に対する麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの予防接種及び在庫状況等について通知しているところであるが、現在も麻しんが流行している状況において、麻しんに対する定期予防接種の円滑な実施を確保すること、特に定期予防接種の第 1 期における麻しん未罹患患者に対する麻しんワクチン接種の実施を確保することは保健衛生上極めて重要であるので、下記について、御了知のうえ、貴管下関係者に対して周知いただくとともに、対応いただくようお願いする。

記

1. 麻しん及び風しんに対する定期の予防接種機会の確保について

麻しん及び風しんについては、乳幼児期の感染リスクが高く、早期に予防接種を行う必要があることから、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の2の規定において、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、定期の予防接種の第1期の対象者として規定しているものである。

このため、貴管下市区町村における麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）及び麻しん単抗原ワクチンの必要量について、過去の接種者数等の実績及び今後のワクチン供給予定量を念頭に置きつつ、今後数ヶ月間における必要量を算出し、各月における適正量の確保に努め、勧奨接種の適切な推進と確実な接種実施体制の確保が実現されるよう適切な対応を図り、定期予防接種の機会、とりわけ乳幼児にとって麻しんは重大な感染症である観点から、特に第1期の機会が逸失されることのないようお願いする。

2. 麻しん風しん混合ワクチン（MR混合ワクチン）の供給等について

MR混合ワクチンについては、5月18日以降、約12万本が追加供給されたところであるが、5月末から6月にかけては約50万本程度の供給が見込まれるところである。MR混合ワクチンの新たな供給に際しては、都道府県、市区町村、医師会、医療機関、製造販売業者等及び卸売販売業者において定期予防接種のためのワクチン、特に第1期についての優先的な確保をお願いする。

3. 麻しんワクチン（単抗原ワクチン）の供給等について

単抗原ワクチンについては、風しんに罹患したことのある者に対する定期予防接種に必要であるが、それらの者に対する定期予防接種の機会の確保を図るために、それらの者のための一定量の保管を製造販売業者等に要請したところである。これらの在庫については、定期予防接種の実施主体である市区町村と都道府県等が連携し、在庫の融通等を図ったうえで、定期予防接種の実施が困難な場合には、都道府県から厚生労働省医薬食品局血液対策課への要請に基づき、速やかに配送するよう製造販売業者等に依頼することとしている。

4. ワクチンの融通等について

定期予防接種の実施確保と麻しんの感染拡大防止対策上必要性の高い者に接種が行えるよう、麻しんワクチン及びMR混合ワクチンの適正量の購入、最新の情報共有、在庫の融通及び関係者の緊密な連絡については、通知に記載のとおりであるが、引き続き重ねて対応をお願いする。